

◎平成28年4月1日から軽自動車税の税率が次の通り変更になります◎

■原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

種 別	税 率 (年 額)		
	現 行	改正後	
原動機付自転車	50cc 以下のもの	1,000 円	2,000 円
	50cc を超え 90cc 以下のもの	1,200 円	2,000 円
	90cc を超え 125cc 以下のもの	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪車	125cc を超え 250cc 以下のもの	2,400 円	3,600 円
	250cc を超えるもの	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	1,600 円	2,000 円
	その他のもの	4,700 円	5,900 円

■軽自動車（三輪・四輪以上）

- ・平成27年3月31日以前に新規登録された車両は現行税率が適用されます。
- ・平成27年4月1日以後に新規登録された車両は改正後税率が適用されます。
- ・最初の検査から13年経過した車両について重課税率が適用されます。(平成28年度分～)

種 別	税 率 (年 額)				
	現 行	改正後	重課税率		
軽自動車	三 輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・複合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

■燃費性能に応じたグリーン化特例による軽減

平成28年度から低排出ガス及び燃費性能に優れた環境負荷が小さい軽自動車に対して、税率を軽減するグリーン化特例（軽減）が導入され、下の表の税率が適用されます（平成27年4月1日～平成28年3月31日までに最初の新規検査をした車両で排出ガス基準と燃費基準を達成した車両については、平成28年度のみ下の表の税率が適用されます）。

種 別	税 率 (年 額)				
	①	②	③		
軽自動車	三 輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円
	乗 用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物用	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

- ①電気自動車・天然ガス自動車・燃料電池自動車（平成21年排出ガス基準10%低減達成車）
- ②乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- ③乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※②、③についてはガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に対して課税される税金です。使用していない軽自動車をお持ちの方は廃車手続きを行ってください。なお、軽自動車税には月割課税制度はありません。

◆問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115

**屋根雪下ろし
ダンプトラックによる
排雪**



おかげさまで創業43年

当社へご用命ください

大雪時は大変混み合います、
お早めにご予約ください。

ふるがきけんせつ
(株)古垣建設

↑当社キャラクター「たいようくん」
0800-800-7778

TEL0135-22-5578 FAX0135-22-5050
http://furugaki.co.jp E-mail: k@furugaki.co.jp

広告